

## 議案第 1 1 号

白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

白井市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 1 6 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、白井市子ども・子育て会議について子ども・子育て支援法の改正に伴う規定の整理をするとともに、白井市文化センターのあり方検討委員会を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

## 白井市附属機関条例の一部を改正する条例

白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項白井市子ども・子育て会議の目担任する事務の欄第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改め、同表教育委員会の項白井市文化センターのあり方検討委員会の目を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号資料

○白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）新旧対照表

改正案							現行							
(略)							(略)							
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）							
執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	
市長	(略)						市長	(略)						
	白井市子ども・子育て会議	(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。 (2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		白井市子ども・子育て会議	(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。 (2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)						教育委員会	(略)						
								白井市文化センターのあり方について調査審議すること。	白井市文化センターのあり方について調査審議すること。	委員 長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 生涯学習推進委員会の委員 (3) 教育機関の職員 (4) 市民 (5) 市の職員	14人以内	調査審議が終了するまで	